

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和4年度の業務実績に関する評価結果

令和5年9月

宮 城 県

目次

第1	評価の視点	1	
第2	全体評価について		
1	令和4年度業務実績全般の評価	2	
2	診療事業及び福祉事業	2	
3	療育支援事業	2	
4	成育支援事業	3	
5	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	3	
6	予算、収支計画及び資金計画等	3	
第3	項目別評価について		
	判定基準	4	
	項目別評価	5	
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
(1)	診療事業及び福祉事業		
①	質の高い医療・療育の提供	6	
②	地域への貢献	6	
③	患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	7	
④	患者が安心できる医療・療育の提供	7	
(2)	療育支援事業	8	
(3)	成育支援事業	9	
(4)	臨床研究事業	9	
(5)	教育研修事業	10	
(6)	災害時等における活動	11	
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
(1)	効率的な業務運営体制の確立	11	
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	12	
3	予算、収支計画及び資金計画	} 13	
4	短期借入金の限度額		
5	出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
6	前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
7	剰余金の使途		
8	積立金の処分に関する計画		
9	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置		
(1)	人事に関する計画		13
(2)	職員の就労環境の整備		14
(3)	情報セキュリティ対策に関する計画	14	
(4)	医療機器・施設整備に関する計画	15	
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について(抜粋)	16	
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	19	

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）が設立された。

また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

こども病院は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、設立団体の長である宮城県知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとにこども病院の業務実績について評価を行うことになっている。

令和4年度のこども病院の業務実績の評価は、宮城県知事が定めたこども病院が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、こども病院が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院令和4年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、こども病院から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 令和4年度業務実績全般の評価

新型コロナウイルス感染症による病院運営への影響が見込まれる中、令和4年度においても収支改善に努め、安定的な経営を維持するとともに、感染リスク管理を徹底しながら新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを積極的に行い、あわせて、小児高度専門病院として高度で専門的な医療に取り組んだことは評価できる。

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えながら、令和4年度からの4年間の第5期中期目標期間中の経営方針等を院内において十分に共有し、継続的に安定して良質な医療が今後も提供されることを期待する。

2 診療事業及び福祉事業

こども病院においては、東北地方で唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割機能を果たすため、県内外の医療機関との病病・病診連携や医療関係機関との連携を今後も推進していくことを期待する。

また、新型コロナウイルス感染症対策における「重点医療機関」として、県の医療提供体制確保に寄与しつつ、各分野におけるチーム医療の実践、遺伝子治療の実施など、高度で専門的な知識と技術に支えられた、良質で安全な医療・療育を行っていることが評価できる。

3 療育支援事業

児童発達支援管理責任者研修により、有資格者が増員され、療育支援部門に必要な専門職の計画的な育成と配置を実施したことは評価できる。

また、障害児とその家族に対する地域生活支援として、障害児とその家族及び地域スタッフに対し、オンライン形式にて講話を開催し、利用者から高い評価を得られたことなどから、利用者の利便性向上に寄与していると認められる。

4 成育支援事業

拓桃支援学校と連携したオンライン授業の実施や、集中治療系病棟に担当保育士を配置し、病棟や家族の要望に速やかに対応するなど、子どもの成長・発達に合わせた成育医療を適切に提供していると評価できる。

5 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

新型コロナウイルス感染症により、病床利用率がコロナ禍以前までに回復しない中、小児の重症患者及び中等症患者を受け入れるための確保病床を拡大し、病床確保による補助金等の活用などにより収益確保を行い、収支改善に努めていることは評価できる。

今後、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、これまで以上に収支改善を意識し、費用縮減に努められたい。

6 予算、収支計画及び資金計画等

新型コロナウイルス感染症に関連した補助金等の積極的な活用により収支改善に取り組んだ結果、当期純利益が468千円の黒字になったことは評価できる。

今後、病院経営の安定化に向けて、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、常に改善方策の検討に努められたい。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、16の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果数
<p>「S」：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合 ・ 定量的指標で評価できない項目についてはS評価なし 	0
<p>「A」：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を上回る場合 	5
<p>「B」：中期計画における所期の目標を達成していると認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く） 	11
<p>「C」：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く） 	0
<p>「D」：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合 ・ 定量的指標がない項目においては目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合 	0
合計	16

【項目別評価】

項 目 名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 地域への貢献	A
③ 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	B
④ 患者が安心できる医療・療育の提供	B
(2) 療育支援事業	B
(3) 成育支援事業	B
(4) 臨床研究事業	B
(5) 教育研修事業	B
(6) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	B
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	B
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途 8 積立金の処分に関する計画	B
9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	B
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 情報セキュリティ対策に関する計画	A
(4) 医療機器・施設整備に関する計画	B

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

①質の高い医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- クリニカルパスの活用や成人移行期支援の推進における定量的指標の対中期計画値が110%以上であるとともに、小児専門病院として、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れを積極的に行いつつ、質の高い医療・療育の提供に努めたことにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- 長引くコロナ禍においても、質の高い専門的な医療・療育によく取り組んでいた。

〈成人移行期支援の推進〉

- 成人移行期支援の推進について、支援外来患者の増加の現状を捉え、どのように解決していくとよいか、総合的に判断していくことを期待する。

②地域への貢献

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 紹介率の対中期計画値が110%以上であるとともに、短期入所利用申込におけるホームページのWebフォームの導入など患者の利便性向上や情報発信の強化、また、県内のみならず、東北全域の関係機関等との連携推進に取り組み、目標を上回る成果を上げていることを評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈情報発信の強化と関係機関等との連携推進〉

- 東北地方唯一の高度で専門的な小児医療の提供体制を持つ医療機関として、他地域との連携や紹介率など申し分ない実績を上げている。

〈救急医療の充実〉 〈新興感染症への対応〉

- コロナ禍においても、救急医療体制を維持し、受け入れていることは評価できる。

③患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 全ての入院予定患者に対し、入退院センターで入院説明を実施
- オンライン資格確認システムによる限度額適用認定証の利用申請と医療費後払いシステムの導入
- 患者満足度調査を実施し、Wi-Fiサービスの導入検討など患者及び家族のニーズを踏まえたサービスの向上に取り組んだこと。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- 入退院センターにおける入院説明は、患者の不安解消や問題の早期発見・介入の役割もあると考える。
- 相談窓口対応や患者サポートカンファレンスの頻回開催など、精力的に取り組んでいる。

④患者が安心できる医療・療育の提供

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 新型コロナウイルス感染症に対する感染対策に努め、クラスター発生による入院制限を最小限に抑えたこと。

- 臨床倫理委員会において、審議申請があった案件に対して委員会としての提言を行い、適切に対応したこと。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医療倫理の確立〉

- 倫理的問題に関して、産科からの審議申請2件について、臨床倫理委員会で検討し、適切に対応している。

〈院内感染対策の充実〉

- 新型コロナウイルス感染症に対する感染対策は、外来・入院ともかなり厳密になされ感染拡大を最小限にできている。非常に評価されると思われる。

(2) 療育支援事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 療育支援部門に必要な専門職を配置し、児童発達支援管理責任者の有資格者の増員を図ったこと。
- コロナ禍においても、障害児とその家族や地域スタッフに対し、オンラインにより講話を開催し、障害等に関する学びの機会を提供したこと。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈療育支援体制の充実〉

- 療育支援体制の充実は、継続した関連施設等との協力・協働が重要であると考ええる。

〈在宅療養・療育支援の充実〉

- 障害のある子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、講話を開催し、障害等に関する学びの機会を提供している。

(3) 成育支援事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 集中治療系病棟に担当保育士を配置し、病棟や家族の要望に速やかに対応した。
- オンライン授業に対応するため、個室隔離の学童向けにICT機器を整備した。
- コロナ禍において、面会や外泊制限が行われる中、余暇時間の充実を図ったほか、毎週末家族にお便りを送り、子どもの様子を家族と共有した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈成育支援体制の充実〉

- 成育支援体制として、多くの専門職が適切な支援を行っていることが理解できた。

〈こどもの成長・発達への支援〉

- 拓桃支援学校と連携し、個別隔離の学童向けのオンライン授業など、きめ細かに対応した。

(4) 臨床研究事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 院内のみならず宮城県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため、臨床研究を積極的に遂行した。
- 治験については新たに8件（前年度の2倍）受託し、病院の特徴を生かした質の高い治験を実施した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈臨床研究の推進〉

- 臨床研究の活発な遂行が図られている。臨床研究実施件数も、目標値を上回っている。
- 臨床研究申請に向けて「eラーニング研修の受講必須」として、研究基盤の強化を目指した。

(5) 教育研修事業

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 診療研修医や専攻医の受け入れを行い、若手医師の育成に努めた。
- 院内認定制度に関して、安全看護技術認定、感染管理認定、皮膚排泄ケア認定の3つの分野の育成プログラムを整備・運用した。
- 今年度から、各診療科によるオンラインのセミナーを開催し、診療内容の紹介や患者紹介の目安に加え、診療のポイント、専門領域のトピックス、診療ガイドライン等を発信した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈質の高い医療・療育従事者の育成〉

- 院内認定制度での資格取得を推進されている点は、大変良い仕組みであると考えます。

〈地域に貢献する研修事業の実施〉

- 今年度から開始された各診療科からの「月イチセミナー」は、分かりやすくとても良かった。診療に役立つものと思われる。

(6) 災害時等における活動

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 災害に備えた訓練や研修を実施し、安全管理体制の徹底に努めたほか、職員用非常食、防災備品の充実を図った。
 - 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、院内感染対策や対象患者の受け入れに係る検討などを行った。
- これらの取組などにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 「新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催し、院内感染対策等を検討し、実施している。
- 消防訓練の実施・大規模災害時のマニュアルの見直しなどに継続的に取り組まれ、月1回WGを継続されている点は評価できる。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 適正な職員配置やオンライン研修等の活用による職員の資質向上に取り組むとともに、病院取組（ver.2）報告会を開催し、業務運営への職員の主体的な参画を促していることなどにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 63の院内会議や委員会を常設し、業務運営への職員の主体的参画を促す体制が整備されている。

(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- D P C マネジメントチーム及び院内委員会において、組織横断的に連携し、診療報酬や障害福祉サービス等の報酬算定の可能性を検討し、導入とその維持に取り組んだ。
- 病床利用率が目標を下回っているものの、新型コロナウイルス感染症への対応として空床を確保する必要があるなど、困難な状況下において、昨年度よりも病床利用率が改善した。

これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医業資源の有効活用〉

- コロナ禍で病床利用率の達成が難しかったようだ。5類に移行した令和5年度は達成できるよう努めてほしいと思う。
- 新型コロナウイルス感染症患者の入院治療を、リラックスルームの病床への転用等でベッド調整をうまく行いながらしていた。

〈収益確保の取組〉

- D P C マネジメントチーム及び院内委員会において、新規及び既存の診療報酬・障害福祉サービス等の可能性の検討をしていることにより収益確保へ取り組んでいる。

- 3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に
係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の
財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途
8 積立金の処分に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 新型コロナウイルス感染症に関連した補助金の積極的活用を図ったことなどにより、経常収支比率は100.0%となった。業務運営の改善・効率化による財務内容の改善に努めていることにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- コロナ禍であっても、経常収支比率及び医業収支比率は目標を達成しているため、指標の達成に向けて取り組んでいると評価できる。

9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- オンラインを活用した採用活動を行い、人材確保に努めたほか、研修の推進による人材育成や、人事評価制度を適切に実施し、職員のモチベーション高揚や意識改革につなげたことから、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈人事に関する方針〉

- 適切な人員を計画的に確保・配置している。
- 障害者雇用率を達成できるように努めてほしい。

(2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 安全衛生委員会の開催や産学医による定期的な健康相談の実施のほか、新型コロナウイルス感染症を考慮し、密を避けた健康診断を行うなど、職員の心身の健康状態の向上を図った。
- 職員の就労環境の整備に努め、看護師離職率が昨年度より良化し、過去の全国平均と比較しても良好な数値となった。

これらの取組などにより、目標を上回る成果を上げていると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 職員の就労環境の整備とともに、看護師の離職率も低下した。
- 職員の就労環境の整備は、健康診断、ストレスチェック、精神的ケア等なされている。

(3) 情報セキュリティ対策に関する計画

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

- 不正アクセス等から適切に保護するため、ウイルスソフトなどの技術的な対策を講じたほか、障害発生に対応するための訓練を実施し、適切な情報セキュリティ対策を講じた。
- 情報セキュリティ研修会に積極的に参加し、情報セキュリティ対策に関する知識向上を図った。

これらの取組は今後更に拡大していくと思われるオンライン活用に関して、非常に重要な対策であり、目標を上回ると評価し、Aと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

- 個人情報の漏洩の防止、不正なアクセス等からの保護のため、適切な情報セキュリティに努めている。

(4) 医療機器・施設整備に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

- 計画に基づき、医療機器及び施設整備の更新・整備を適切に行った。
 - 電子カルテシステムと医療機器との効率的な情報連携を図った。
- これらの取組などにより、目標を達成していると評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

〈医療情報システムの効率的活用〉

- 電子カルテシステムと医療機器の情報連携を推進するなど効率的な活用が図られている。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する
評価の考え方について (抜粋)

平成19年 1月29日
一部改正平成28年 7月 4日
一部改正平成30年 7月 6日
一部改正令和 元年 6月19日
一部改正令和 2年 6月 9日
一部改正令和 4年 1月24日

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取し、県が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績に目標数値がある場合にはその達成度合及びその他考慮すべき要因を勘案し、総合的に評価する

なお、業務実績に目標数値がない場合には、具体的な業務実績を把握して評価する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

- ② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。なお、評価項目に小項目を設けている場合にも準用する。

〈判定基準〉

「S」： 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる

- ・ 量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合
- ・ 量的指標で評価できない項目についてはS評価なし

「A」： 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる

- ・ 量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が110%以上、又は量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を上回る場合

「B」： 中期計画における所期の目標を達成していると認められる

- ・ 量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く）

「C」： 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する

- ・ 量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く）

「D」： 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

- ・ 量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合
- ・ 量的指標がない項目においては目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

*周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか

*患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の育成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

*県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

*目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか

*法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、県へ提出する。

◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(1)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

◇ 法人からの事業説明などを通じ、法人の自己点検・評価等に対して意見を述べる。

◇ 県が作成した評価案に対して、意見を述べる。

③ 県

◇ 法人の自己点検・評価等に対する委員会委員の意見を参考に、県としての評価案を作成する。

◇ 作成した評価案に対する委員会委員の意見を勘案し、評価を確定させるとともに、評価結果を法人及び委員会に通知し、議会に報告する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(氏名五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
小山 かほる	オヤマ税理士法人 公認会計士・税理士	
熊谷 恒子	公益社団法人宮城県看護協会 常任理事	
郷内 淳子	患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト代表 (宮城県立病院機構評価委員会委員兼任)	
小林 康子	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院小児科医 (重症心身障害医療センター長)	
齋藤 昌利	東北大学大学院医学系研究科産科学・胎児病態学分野 ／周産期医学分野教授	
土屋 滋	東北大学名誉教授	委員長
橋本 省	公益社団法人宮城県医師会副会長	副委員長